

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によつて、平成十九年十月三十一日付けで広島赤十字・原爆病院労働組合執行委員長重光恵美から争議行為を行う旨の通知があつたので、次のとおり公告する。

平成十九年十一月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 争議行為の目的

年末一時金等の要求

二 争議行為の日時

平成十九年十一月十一日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

広島赤十字・原爆病院において、広島赤十字・原爆病院労働組合の組合員が従事する全

職場

四 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。